

厚生労働大臣 柳澤伯夫様  
社会保険庁長官 村瀬清司様

平成19年7月20日

NPO法人 日本禁煙学会 理事長  
作田 学

162-0063東京都新宿区市谷薬王寺町30-5-201

TEL 090-4435-9673 FAX 03-5360-6736

<http://www.nosmoke55.jp/>

至急ご訂正をお願い申し上げます。

7月中に保険適用した患者さんの数を報告せよとの社会保険庁からの通達がありました。

厚労省保険局医療課長通知

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて 保医発第0306003号（平成18年3月6日）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/dl/tp0314-1b03.pdf> によりますと、ニコチン依存症管理料を算定した患者のうち、喫煙を止めたものの割合等を、別添2の様式 8の2を用いて、社会保険事務局長に報告していること。

とあり、様式8の2には、

本管理料を算定した数	1
12週間にわたる計5回の禁煙指導を終了した者	2
2のうち、禁煙に成功した者	3
2のうち、禁煙に成功しなかった者	4
喫煙を止めた者の割合	3/1

としています。

しかしこれでは、6月末日段階で計算をすると、治療中の患者つまり4月以降に通院している患者は、例え禁煙が続いていても失敗例となります。

これでは、実際よりも低い禁煙成功率になってしまいます。

このところをお含みになり、以下のようにご変更をお願い申し上げます。

分母：3月末までに本管理料を算定した数

分子：そのうち12週後の禁煙継続が確認できた者（5回受診しなくても良い）

禁煙治療の保険適用は、医療機関と喫煙者・家族などの関心も深く、本会ホームページに掲載している適用機関のアクセスや問い合わせも多くあります。制度導入の2年後の評価に対する期待や、継続と要件緩和の社会的要請もあるのですから、是非に正しい禁煙成功率評価となるよう、正しい調査をお願いいたします。